

平成25年度普通会計決算認定特別委員会

平成26年10月27日（月）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

川端委員長

ただいまから、普通会計決算認定特別委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより、県土整備部関係の審査を行います。

まず、委員会説明資料に基づき、重点施策の実施状況等について説明願うとともに、この際、特に報告すべき事項があれば、これを受けることにいたします。

小林県土整備部長

平成25年度普通会計の決算に関する県土整備部主要施策の実施状況及び決算額等につきまして、お手元の平成25年度決算普通会計決算認定特別委員会説明資料により御説明申し上げます。

説明資料の2ページをお開きください。

平成25年度県土整備部主要施策の成果の概要についてでございます。

当部におきましては、徹底した選択と集中による事業の展開と新たな発想による公共事業領域の拡大を図るため、「事業効果の早期発現」、「既存ストックの積極的活用」及び「知恵と工夫を生かした公共事業」の視点に立って、主要施策を推進してまいりました。

具体的には、三つの大きな柱に沿って施策を展開しておりまして、まず、第1の安全で安心な県土づくりにつきましては、1の南海トラフ巨大地震等自然災害対策の推進といたしまして、南海トラフ巨大地震やゲリラ豪雨等による自然災害に備えるため、災害に強いまちづくりを目指し、安全・安心な県土づくりを推進するとともに、3ページに記載の2の社会資本の老朽化対策による安全・安心の確保として、適切な維持管理や更新等に努めたところでございます。

次に、4ページをお開きください。

第2の活力に満ちた地域づくりにつきましては、1の総合交通体系の構築といたしまして、「とくしま」の位置的優位性を向上させるため、陸・海・空の総合的な交通体系の構築を推進するとともに、続く5ページに記載の、2の公共交通機関の維持・確保、3の高速道路「全国共通料金制度」を見据えた基盤整備、4の民間活力を導入した実証実験やモデル事業の実施、5の公共事業のオープン化に取り組んだところでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

最後に、第3の豊かな生活環境の創造につきましては、1の自然との調和の推進といたしまして、環境に配慮した公共事業等を推進するとともに、2の生活排水対策の推進、3の豊かな生活空間の創造、4のユニバーサルなまちづくりの推進に取り組んだところでございます。

続きまして、8ページをお開きください。

このページから14ページまでは、主要事業の内容及び成果といたしまして、ただいま御説明いたしました、主要施策の項目に該当する主な事業の内容及び成果を記載しております。

次に、16ページをお開きください。

平成25年度の歳入歳出決算額でございます。

まず、一般会計の歳入決算額でございます。

県土整備部関係の歳入決算額は、表の下から3段目計の欄に記載しておりますので、横に御覧ください。

左から3列目に記載の調定額284億1,517万1,722円に対しまして、その右隣の収入済額は275億4,865万8,856円であり、その差額といたしましては、不納欠損額が788万269円、収入未済額が8億5,863万2,597円となっております。

不納欠損額につきましては、県営住宅使用料について、名義人及び連帯保証人の死亡等により、実質的に回収が困難となったことによるものなどでございます。

収入未済額の主なものにつきましては、用地対策課の特定事業移転促進資金貸付金の未償還額等が5億5,848万3,303円、住宅課の県営住宅入居者の家賃滞納等に係るものが、過年度からのものも含め、2億8,851万5,226円などでございます。

また、右端の欄の予算現額と収入済額との比較で、約149億円の差が生じておりますが、これは、国の経済対策に呼応した補正予算など、繰越事業に係る国庫補助金等が翌年度に送られていることが、主な理由でございます。

続きまして、17ページを御覧ください。

一般会計の歳出決算額でございます。

表の下から3段目、計の欄を横に御覧ください。左から2列目に記載の予算現額は798億1,311万807円で、このうち約276億円が前年度からの繰越予算でございます。

これに対し、左から3列目の支出済額は534億9,678万2,885円となっており、一番右端の欄に予算現額と支出済額との比較を記載しておりますが、263億1,632万7,922円となっております。その内訳といたしましては、翌年度繰越額が244億7,910万9,668円、不用額が18億3,721万8,254円となっております。

不用額につきましては、道路整備課の約9億4,500万円、運輸政策課の約3億5,400万円、河川振興課の約2億5,500万円などのほとんどが、国の経済対策に呼応し補正予算に計上した国庫補助事業において、国からの内示が予算額を下回ったため、執行残となったものでございます。

次に、18ページをお開きください。

特別会計の歳入決算額でございます。

公用地公共用地取得事業特別会計など、四つの特別会計の合計で、最下段の計欄に記載しておりますとおり、調定額42億5,928万3,833円、収入済額42億4,728万3,779円、収入未済額1,200万54円となっており、不納欠損額はございません。

収入未済額につきましては、県営住宅敷金等管理特別会計における県営住宅の敷金等に係るもの、港湾等整備事業特別会計における港湾施設使用料に係るものでございます。

最後に、19ページを御覧ください。

特別会計の歳出決算額でございます。

四つの特別会計の合計で、最下段の計欄に記載しておりますとおり、予算現額68億7,059万6,203円、支出済額59億9,142万4,461円、翌年度繰越額4億5,500万3,200円、不用額4億2,416万8,542円となっております。

不用額の主なものは、公用地公共用地取得事業特別会計において、先行取得に係る事業量が当初の見込みよりも減少したことによる執行残等でございます。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

川端委員長

以上で、説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

松崎委員

今、説明をしていただいたところで、少し質問したいと思います。

まず2ページのところで、南海トラフ巨大地震を見据えた防災・減災対策の推進ということで、それぞれの課が対策していると記載されております。それから、8ページには都市計画調査事業というものがあって、マスタープランの策定に向けた調査を開始したことが出されておりますが、地震・津波対策に向けて、県としてオレンジゾーン、イエローゾーンを指定されたと思えますけれども、それに伴いまして、建築審査や建築許可を出す際の審査の方法が変わってきているのかどうか。それから、今検討されている状況があるのかどうか、その辺を教えていただきたいと思えます。

松内建築指導室長

津波防災地域づくりに関する法律に基づきます、イエローゾーン内における建築確認時の規制に関する質問でございますが、このイエローゾーンにおきましては、建築行為をする際の建築確認審査の中で、新たな規制が掛かったということはありません。その次に、今後、オレンジ、レッドゾーンという区域も指定が予定されておりますが、オレンジ、レッドゾーンになりますと、高齢者、障がい者等、防災時の配慮を要する方が利用するような用途、特に社会福祉施設とか学校、市町村が条例で定めた用途といったものにつきまして、規制が掛かるようになっております。その規制の掛け方につきましては、建築確認審査の中で構造審査を行うようになります。

松崎委員

これによって、現在の建築審査の段階で、既にされているのかどうかというのが一つと、今、レッド、オレンジ、イエローゾーンという話がありましたけれども、特にレッドゾーン、オレンジゾーンの審査の中身そのものが、相当変わってきているのかどうかという傾向だけでも結構ですのでお願いします。

松内建築指導室長

ただいま、イエロー、オレンジ、レッドゾーンと三段階の規制があるという説明をさせていただきましたが、現に区域指定されていますのはイエローゾーンだけでございまして、オレンジとレッドゾーンについては今後の話になっております。それで、具体の審査につきましては、津波防災地域づくり法の手続に基づき行うこととなっておりますので、津波に対して破壊が生じないような、頑丈な構造になるよう審査する予定としております。

松崎委員

今後、レッドゾーン、オレンジゾーンについて定めることになっていますが、県では既に公表されております。

そうしたときに、例えば、いつぐらいを目途にされるのかとか、今の現状では、これに引っ掛かっているところはないという理解で良いのでしょうか。

それから、今後、住宅地を販売する、購入する、建築するなど、いろいろなことが想定されますが、今後というのはどの程度の期間ということになってくるのでしょうか。

松内建築指導室長

区域指定につきましては、現時点でもう指定済みはイエローゾーンだけでございまして、オレンジとレッドゾーンは、本県においてはまだ未指定ということになっております。

松崎委員

現実には、地図上はレッド、オレンジ、イエローになっておりますが、それは建築基準の上では未指定ということですか。津波防災の性格の中ではあるのではないですか。沿岸部は危ないところがあったと思いますが、どうですか。

川端委員長

小休します。（10時48分）

川端委員長

再開します。（10時49分）

松崎委員

県土整備部は管轄外ということで、それが指定されたら、建築基準の審査の中でやっていくことになっていると思いますので、これは危機管理部のほうで聞くことにしたいと思います。

あと一つは、先ほど、公共事業における入札手続の透明性、競争性の確保に努めたということで、公共事業のオープン化ということが5ページの事業概要に書かれておりますが、東日本大震災もあつたり、東京などの都心部を中心として、バブル気味の建築ブームというものも起きているように聞くわけですけれども、そのようなあおりを受けて、徳島県内

でも公共事業の入札について、不調がどのような状況にあるのか。それから、そのほかに問題点があれば、どのように対応されているのかお聞きしたい。

九十九建設管理課長

入札不調の状況について、御説明させていただきます。

昨年度、特に下半期に入りまして、発注量が増加したということを受けまして、主には専門性の高い、例えば、鋼構造物の工事であるとか、土木工事におきまして、少額、小規模な工事、少し利益率の悪いような工事につきまして入札不調が増加をいたしまして、昨年度の件数でございますと、139件の入札不調が発生してございます。これは、割合で申しますと、6.9%の入札不調が発生したということでございます。そして、今年の1月に入りまして、更なる入札不調対策ということで、幾つかの対策を執りました。

まず、従来でしたら、入札におきまして1回目の入札参加者が一者であった場合は、入札を取りやめておりましたけれども、それに対し、国や他県の状況も踏まえまして、大規模な工事を除き、1回目の開札で入札参加者が一者の場合でも落札決定を行うこと、現場の技術者や現場代理人の配置要件を緩和すること、それから、常駐を義務付けられている現場代理人の兼務件数の緩和など、いろいろ不調対策を執ってまいりました結果、今年度におきましては9月末の時点で40件、率にしまして4.5%ぐらいの発生率となって、前年度よりは入札不調は低下している状況でございます。

松崎委員

監査の意見書などを見ますと、可能な限り一者見積もりといたしますか、そういう形での入札は改善すべきということで載っていたと思うのですが、監査のほうからの指摘というのは特にはないのですか。

九十九建設管理課長

監査のほうの「審査の意見」の中にございます、いわゆる一者随意契約については、前例にとらわれずに積極的に見直すということで、私が今ほど申し上げたのは、競争入札を行いまして、その上で一者の応札を落札するということでございます。監査の御指摘のほうは、特命随契のことに対する御指摘だということなんです。

松崎委員

一者随意契約は、できるだけやめなさいという意見が出されておきまして、競争の結果、応札されるところが一者しかなくて、その不調を解消するために一者入札で終わりというの、結局は随意契約に近いような、中身としてはそうなるという感じもします。

入札不調でなかなか御苦労されているという話もお聞きしておりますので、その辺は、該当されている現課と監査の側との調整なども必要なのではないかと思います、いかがでしょうか。

九十九建設管理課長

説明が不足で申し訳ないのですが、まず、入札は一般競争入札と指名競争入札がございますが、一般競争入札の場合ですと、おおむね20社ぐらいが入れる規模の応札可能者がいるという状況の中で、応札してこなかった業者もいるということで、そのように、競争性とか公平性を高めた上で、その中で、結果として一者の応札であったという場合がございますので、最初から一者を決めてその方と随意契約を結んでいるというのではなく、十分に競争性を発揮した上で実施している状況と考えております。

松崎委員

御苦労されているということはわかっておりますが、ただ、建設業に新規参入するに当たって、事業を起こすのは良いのですが、建設土木関係の事業に参画したいといったときに、例えば、地元の建設業協会に入らないと仕事が回ってこないとか、総合評価方式の中にいろいろなポイントがあって、新規参入したばかりではポイントが最初から差があって、仮にですけれども、同じ金額で同程度の入札をしても、落札することができないという話なども現場のほうではお聞きするわけです。

そういった中で、新規事業に建設業関係が減っているという話があって、新規参入しようかといったときに、実はそういったものがネックになっていると言われているのですが、それに対する認識なり、何か規制緩和的なことなど御検討されているのであれば、披露していただければと思います。

岩佐建設業振興指導室長

ただいま、入札や契約などの制度についての御質問と考えております。入札契約制度につきましては、これまでも競争性、透明性、公平性と、委員がおっしゃったようなことを十分に図っていくために、いろいろな改革を行ってまいりました。本県の入札契約制度の改革につきましては、徳島県入札監視委員会入札制度検討部会の御提言や、全国知事会の都道府県の公共調達改革に関する指針で示されたことを最大限尊重して、いろいろ対応できるものから速やかに対応を実施してきたところでございます。

入札契約の改革におきましては、これで終わりというものでなしに、不断の見直しが必要と考えております。そこで、引き続き制度の定着や効果を見極め、常に検討を行って、県民の方々の信頼に応える入札契約制度にしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

松崎委員

是非お願ひしたいのと、地域の建設業協会に入りたくても入れない、入会金が結構高過ぎるという問題で、もう最初から入らないという方も多分いらっしやって、以前お聞きしたのは、たしか、建設業協会に入られている方の数字というのは、かなり低い数字になってきているのではないかと。どの程度というのわかりますか。

九十九建設管理課長

今、詳しい資料は持ち合わせていませんが、県内の建設業者の中で建設業協会に加入している割合は、正確には覚えていませんが、全体の32%から33%ぐらいであったと記憶してございます。

松崎委員

6割ぐらいの方は協会に入らない、入れないというか、そういう方もいらっしゃるようございますから、今後の入札の改革に当たっての問題、それから、新規参入をしていくに当たっての規制緩和と申しますか、そういったものについても検討をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、砂防事業の関係が9ページに書かれております。自然災害、特に広島市の災害があり、また、御嶽山も噴火をして、今後、土石流が流れ出すのではないかという問題も出されておりました、地震、津波の次はいわゆる山津波という、砂防事業について大変関心が高まっていると思います。9ページには、前年度の事業内容と成果について記載されているのですが、例えば、市などで聞いてみますと、事業要望はあるけれどもなかなか事業化が出来ないということで、待っている箇所もたくさんあるように聞いているのですが、その辺はどのような状況でしょうか。

大和砂防防災課長

砂防事業の進捗という御質問でございます。

砂防事業につきましては、一般的に通常砂防事業、地すべり対策事業と急傾斜の事業、あと県の単独事業で実施しております、限られた予算の中で、今はハード面ということで実施しております。

一方、ハード面がなかなか追いつかないということで、ソフト対策として土砂法によりまして、土砂災害の警戒区域、特別警戒区域を指定することによりまして、住民の皆様、速やかに避難態勢をとっていただくという施策を行っているところでございます。

松崎委員

これは要望だけしておきますけれども、前回の委員会で岡本委員のほうから、災害基金をもっと取り崩して、枠を含めて対策をしたらどうかという御提案もありました。条例改正を伴うという話などもありましたけれども、確かに限られた予算ということで、実際はもっと要望があると思いますし、その要望に十分応えられていない予算ではないのかと思いますので、ソフト面でまず逃げろということもあろうかと思っておりますけれども、対策が出来るところ、対策しなければならぬところはしっかり吟味していただいて、砂防対策についてお願いをしておきたいと思っております。

それから、4ページの道路整備の推進ということで、高速自動車道路、高規格道路、渋滞対策、交通安全対策などの事業をやってまいりましたと記載をされております。実は、私の地元ということになるのですが、県道28号阿南小松島線というところがありまして、平成3年に事業化されて、その後、用地問題などもあって一時休止されまして、平成22年に事業再開をしていただいて、今年でもう4年目に入っているということでございます。

この事業を再開するときのお話としては、緊急地方道路整備事業により勝浦町の鶴林寺から太龍寺を結ぶ、いわゆる県外からの遍路道、遍路の皆さんの観光、交通の要所といたしますか、一番弊害になっている上大野町の持井と楠根町の金石の区間が事業化することでした。しかし、事業化されて4年になるけれども、なかなか前が見えてこない。岡本委員のところはきれいになってきたのですけれども、あそこから来て北岸を通るとなると、多分、私が生まれたぐらいからもう60年来、あそのところだけはなかなか変わらないということがあって、昨日も地元に行くと、その話を尋ねられました。今から考えれば、四国八十八箇所の開創1200年ということで、今、遍路展などもされておりますけれども、これに併せて開通できたらよかったのにと、そのような思いをしているのですが、地元の加茂谷総代会がここを最重点でお願いをしてきている経緯もありますので、この事業の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

久保道路整備課長

県道阿南小松島線の持井工区についての御質問でございます。

持井工区につきましては、県道の阿南勝浦線の交差点から600メートル区間の、幅員が狭小で線形不良な箇所を解消するために、先ほど委員からお話のとおり、一度休止していたものを、平成22年度から事業に再び着手しているところでございます。

これまでの進捗でございますけれども、懸案でありました境界の確定につきまして、調整等に時間を要しておりましたが、関係者の方々の御協力によりこの問題は解決いたしまして、現在、用地関係者24名のうち14名につきまして、用地取得が終わっているところでございます。

工事につきましては、整備効果が早期に発現できます県道阿南勝浦線の交差部から、順次改良を進めることとしております。現在、この工事に早期に着手できますよう、用地取得を進めているところでございます。当路線につきましては、阿南市と小松島市を結ぶ主要幹線でございます。さらに、委員お話のとおり、四国八十八箇所霊場の鶴林寺や太龍寺へ連絡する道路でもございます。そのようなことで、地域活性化や観光振興に資する重要な路線と考えておりますので、今後とも、地元の皆様方の御協力を得ながら、しっかりと整備に努めてまいりたいと考えております。

松崎委員

あその整備については、もう趣旨は十分わかっていると思いますので、今、お話がありましたように、是非、一日も早い工事の着手と完成をお願いします。

岡田委員

委員会説明資料の8ページの、木造住宅耐震化促進事業のところ、1億5,000万円ほどの予算が出ていますが、これは耐震補強も進めなければいけないということで、この利用状況の件数がどれぐらいで、前年に比べてどれぐらい増えたのか教えてください。

松内建築指導室長

木造住宅の耐震化に関する質問でございます。

今年度の4月から9月までの6か月間の実績ということで、説明させていただきます。

耐震診断が累計で971戸、去年の同時期と比べましても約96%という状況、ほぼ去年どおりでございます。それで、安全・安心なリフォーム支援事業、簡易な耐震化を支援する事業でございますが、これが70戸ということで、前年比若干下がっておりまして、73%という状況でございます。耐震改修、本格改修につきましては、消費増税後のリフォーム市場の沈静化等の影響を大きく受けておりまして、現在35戸と、去年比31%という状況になっております。全体では、約50%という状況になっております。

岡田委員

先ほども、ハードとソフトという話がありましたけれども、まずは、木造住宅の耐震補強という部分が一番に言われていて、ずっと南海トラフ地震が来るということで取組をされている一方で、足元の自助という部分での呼び掛けについて私がよく言われるのが、この制度では家を直せないということです。

この助成制度というのは、各市町村の上積みがあるのですが、今、一部屋とりあえず助かる部屋を作りましょうということで、シェルターの助成金等々で本当に苦勞されているのはわかっているのですが、やはり、家の改修になると消極的という分析もされています。

高齢者の方が独りで住まわれているところでは、何年か先には施設に行くかもしれないという状況もお伺いしております。

台風はある程度予測できるけれども、地震はいつ起こるかわからないという、予測できない災害への備えについての普及の難しさが、この数字に表れていると思います。そこで、県土整備部の皆さんに、ハード面で保護できる部分は保護していくということを、一つの主になって取り組んでもらって、危機管理部のほうで、ソフト面での普及というようなところになろうかと思いますが、拡大していくに当たって、困難な状況はわかっているのですけれども、それをあえて質問するのは、このパーセンテージを上げる取組として、今年も状況もなかなか厳しいような現状なので、下半期に向けて積極的にする取組について、何か考えられていますか。

松内建築指導室長

耐震改修工事を増やしていくために、どのような取組をしているかという御質問でございますが、これは、市町村によりましても差があるわけでございますが、現時点におきましては、住まいの安全・安心なリフォーム支援事業は県内24市町村すべてにおきまして、上乗せ補助をやっていただけるようになっております。それで、額の一番小さいところだと10万円、一番多いところだと60万円の上積みがございますので、県が実施しております40万円プラス60万円ということで、最高では100万円までの補助がなされている状況でございます。

今後も引き続き、市町村に上乗せをお願いしてまいりまして、併せまして、耐震診断をされた方がかなりの数おられますので、診断済みの方に対し個別にダイレクトメールを送ったり、戸別訪問で改修の勧めを行ってまいりたいと考えております。

岡田委員

是非、よろしくお願ひしたいと思います。

なぜ、それを聞くかといいますと、そのまま放置された家は空き家になります。今回も、空き家の事業で450万円ぐらいの予算が出ておりますけれども、人口減や高齢化など、皆さん諸事情があつて、その家をそのまま放置していく現状があります。実際、空き家対策への公助というのは、市町村とともにされている部分があるとは思ひますけれども、現状として、この予算で何戸ぐらいの空き家対策への支援については、件数的にどれぐらいでしょうか。

香川住宅課長

空き家対策に係る実績についての御質問でございます。

平成25年度はこちらの予算で、除却数につきましては51戸、そのうち、県費対象は33戸でございます。前年度の平成24年度につきましては21戸が除却、こちらは県費がまだございませんでしたけれども、除却をされているところでございます。

岡田委員

多分、だんだん増えていくし、空き家になって年を重ねていくことによって老朽化していくし、住んでいない家の傷み具合というのは、本当に住んでいるときと全然違う状況で傷んでいきます。また、その家の持ち主の親戚の方が近くにいれば、見たりする状況にあらうかと思ひますが、放置された家は、非常に御近所の迷惑になっているという現実もありますし、今年には特に台風がたくさん来て、台風の雨の量であつたり風の強さであつたりというのが、10年に一度ぐらいの大きな台風の通過地点になつたということもあつて、その部分を踏まえますと、できるだけ空き家対策として、取壊しが出来れば良いのでしようけれども、取壊しが出来ないなら、出来ないなりのハード支援、例えば、網を掛けてみるとか、ブルーシートを掛けてみるとか、逆に、壊れかかっている塀を持ち主の許可をもらつて撤去するという、住んでいない家によって被害が出ないような、一步踏み込んだ対策を県のほうではどう考えられていますか。

香川住宅課長

ただいま、老朽の危険な空き家についての対策について、御質問を頂戴いたしました。

空き家につきましては、ただいま委員がおっしゃいましたとおり、特に手入れが行き届かない、いわゆる利用予定のない空き家につきましては、老朽化が非常に進みやすいということで、防災、防犯、環境衛生等の問題が非常に懸念されているところでございます。そして、国のほうからの空き家の国補事業ということで、建物の構造や防火設備の面を併せて住環境の改善を図るとする観点で、補助事業につきましては、平成20年度に創設していただいております。

そこで、県といたしましては、この空き家対策に取り組む市町村がきっかけとしていただきますように、国の補助に加えまして、特に地震発生時の避難活動や、救援活動の支障

となる道路閉塞をもたらす恐れのある、老朽化した倒壊の危険性のある建築物の除去に特化した形で、平成25年度に老朽危険空き家除却支援事業を創設したところでございます。

こちらの事業につきましては、老朽化して倒壊の危険性の高い建築物ということで、建物の構造や状態と、道路閉塞の基準を設けているものでございます。事業につきましては、今年度は、更に店舗や倉庫等の空き建築物も追加いたしまして、事業自身の進捗を図っているところでございます。委員お話のございましたように、空き家につきましては、いろいろな状況があろうかと思えます。特に、個々の老朽の不良の度合いもそうでございましょうし、立地する場所で、非常に密集しているようなところもあろうかと考えられますので、そういったいろいろな状況につきましては、市町村にお聞きしながら、事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

岡田委員

現状としては、取組を少しずつ拡大しながらしてくださっておりますが、その取組以上に空き家の数が増えているのと、取組以上に老朽化していくのが早いということ。それと、やはりおっしゃったように、倉庫、店舗、地震の避難道路、大きな公共性のある部分に面しているところからという解釈もわかるので、そこを進めていっていただきたい。

それとともに、住宅地の中にあるという部分で、持ち主の方に連絡がとれれば、早い段階での対応が出来るようですが、その持ち主に何かしらの負担金が発生してくるということもあるので、各市町村も非常に苦慮されて、連絡がなかなかできない部分がありますので、やはりその辺は、県から国に対して援助を求めてもらいたい。

それと、自然災害は地震や台風だけでなく、竜巻も非常に発生していますので、どこにどのような風の通路が出来るのか。竜巻が走るところに被害の拡大というのが考えられると思いますので、それを想定した自然災害に向けての取組として、持ち主がわからない空き家がないように、各自で調べていっていただけるような体制づくりをしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

香川住宅課長

ただいま委員から、空き家に関しましては個々の問題がありまして、非常に増え続けているとの御指摘でございます。先般、国のほうから速報値ということで、空き家に対する調査結果が出てまいりました。県におきましても、本県の利用予定のない空き家の割合は9.9%と、全国平均よりも非常に高いという状況でございまして、非常に深刻な状況と考えているところでございます。

そこで、先ほど委員からも御紹介を頂きましたけれども、県のほうも、それぞれ事業は更に進化させていただいておりますし、国に対しまして、例えば、これは平成25年5月に提言させていただいたのですけれども、空き家の所有者把握のための仕組みの構築といった提言でございまして、空き家の再生等推進事業については、先ほど御紹介させていただきました国の事業でございまして、そちらの制度拡充などの提言もさせていただいたところでございます。

また、国におきましては、こちらは与党のほうで現在検討されておりますけれども、空

空き家対策の抜本的な対策ということで、空き家対策の特別措置法というものを今検討されているとお聞きしてございます。こちらは、明らかになっている範囲でございしますが、地震等に限ることなく、生活環境等も含めた空き家に対する対策を、市町村が執れるようになるという内容になってございますので、そういった情報も十分収集いたしまして、今後、空き家対策について、積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

岡田委員

古民家の再利用というところで、地域によっては空き家もうまく活用されているところもありますが、今、古民家として再利用でされているのは、100年以上前の家だったり、はりがある家とか、それぞれの使用目的があつての再利用です。私が思っている空き家というのは、高度経済成長期に建てられた住宅のほうで、実はそちらが問題なのではないかと思えます。古民家の場合は、保存していくための指定も必要になってこようかと思えますので、それぞれのニーズや状況に応じて、対応できるような対策をお願いしたいと思えます。

もう一点、住宅課の欠損額が788万269円ですけれども、これは先ほども説明にありましたが、これが何件分で何年分というのはわかりますか。

香川住宅課長

ただいま、住宅課の不納欠損額についての御質問でございます。

こちらにつきましては、部長のほうからも御説明をさせていただきましたけれども、いわゆる、滞納家賃の徴収についての不能部分でございますけれども、こちらで、まず徴収といたしましては、現入居者につきましては、最終的には住宅の明渡しと家賃の支払いを求める裁判等を実施してございます。その後、退居される方もございまして、退居される方につきましては、いわゆるサービサーということで、民間の債権回収管理会社等を活用して徴収を進めているところでございます。

先ほど御質問を頂きました、今回の約790万円につきましては、18名の方の家賃に係るものでございまして、退居されましたのが、古い方については昭和の方もいらっしゃいます。その後いろいろ探しながら、最終的に、最近になりましてお亡くなりになっていることがわかったというような方、退居後5年以上経過して、名義人の方は当然亡くなって、その連帯保証人の方も死亡されてしまっているという状況で、これ以上もう探しようがないといえますか、これ以上の経費を掛けて徴収できないという状況の方の790万円につきましては、平成26年の2月議会におきまして、権利の放棄の議決を頂戴したところでございます。

岡田委員

昭和の時代の方のときは、今と違って、取立ては緩かったと思えます。それで、今の現状は、先ほども住宅課長の答弁で、裁判等々で取り立てるとい話がありましたけれども、実際、住宅課のほうで裁判を起こされて住宅未収金の取立てをされていますが、その裁判費用は幾らぐらい要るのでしょうか。それとともに、ここ何年間かは滞納の早い段階で、

払える範囲内のときに督促するという態勢を執ってくれているとは思いますが、それがどれぐらいの期間で、どれぐらいの金額というのを教えてください。

香川住宅課長

住宅の、特に家賃に関しまして、こういった対策をとっているのかという御質問でございます。

先ほど御質問を頂いた中で、滞納につきましては、順を追って徴収を進めているところでございます。まず、1か月目の段階では、滞納者の方に対して文書通知等を行いまして、まずはお気づきいただくと。特に、高齢者の方も多うございますので、単に忘れていている方も多うございます。そういうところでお気づきいただくということで、こちらは平成24年度から特に強化をしているところでございます。その後、特にこちらにつきましては管理代行ということで、住宅供給公社に委託してございますので、公社のほうで電話連絡なり文書通知なりしていただきまして、さらに平成22年度からは、県職員と住宅供給公社の職員が、ともに夜間に直接訪問して、督促をさせていただいているところでございます。今年度は5月に、2か月以上の滞納者の方に対しまして、実施をしてございます。

それでも、なかなか滞納解消できないという方につきましては、最終的に、こういったお話をさせていただく中で、家賃を払っていただく意思がほぼないような方ですとか、納付指導に従っていただけない方、また、お呼びしても全然来ていただけない方と、非常に悪質な方につきましては、県のほうへ直接お越しいただいて、もう最終的には裁判といいますか、法的措置をとらざるを得ませんという御指導もさせていただいているところでございます。

最終的に、今申し上げました、県に来ていただく最後通告的なものでもございしますが、こちらにつきましては、平成23年度につきましては滞納額が50万円以上の方、平成24年度につきましては45万円以上の方と、年々解消していただいておりますので、平成25年度につきましては、40万円以上の方をお呼びしたという状況でございます。もちろん、一度滞納解消ということで、分割納付等をお約束させていただいた方につきましても、その後納付していただけないとか、しばらく連絡がとれないというような方につきましては、併せて御指導をさせていただいているところでございます。

裁判の費用につきましては、非常に大まかな数字で申し上げますと、最終的な強制執行まで含めて、大体40万円程度は必要になっております。

岡田委員

それでは、1か月目からは訪問をされていないのですか。今の説明でしたら、公社の方が見に行かれていますのは、2か月目からということですか。

香川住宅課長

1か月目ですと、先ほども申し上げましたけれども、納付忘れというのも非常に多うございますので、まずは、文書で御連絡をさせていただいております。もちろん、何度もされている方につきましては、訪問することもございますけれども、その方々に応じて対応

させていただいているところでございます。

岡田委員

やはり、金額が貯まってきますと、幾ら分割相談をしてもらっても、支出というものがあるので、平成25年度からは40万円以上という、滞納金額も割と低い設定をして、回収の努力をされているということで、やはり、それだけ貯まったらもう払えないという金額を超えないときに、御相談をしてもらえる期間なり、高齢者の方になると、収入もあくまで基本年金だけになるという、生活状況に応じての支援ということも視野に入れて考えていかないと、払ってと言うだけでは、払いたくてもなかなか現金がそろわないということもあるので、住宅課だけではなく、ハローワークやジョブセンターという就労と合わせた部分、それと、福祉の生活保護の支援も合わせて対策をしていかないと、不納欠損は、かつての蓄積というのが非常に大きいですし、今回の未収金もそういうものが含まれていると思います。

今までも、ずっと努力してくださっているのはわかっているのですけれども、更に踏み込んだ支援を考えてもらうとともに、払える範囲内の滞納のときに、早めに支援をしてあげる、相談を受けられるという態勢を是非とってもらって、かなりの戸数がありますし、年齢も職業もまちまちなので、非常に対応が大変だとは思いますが、できるだけ不納欠損額が出てこないような、今後は欠損額を出さないというつもりでの仕組みや体制づくりをしてもらいたいと思います。過去の部分に対しても、追跡調査は続けてもらわないと、裁判をしてでも払ってもらうということを前提にして取り組まれているので、それは、徴収する上での一つの手段とは思いますが、費用が掛かるので、裁判にならないような段階での支払いができるような、今後の仕組みづくりというものを検討しながら、対応をしてもらいたいと思います。

香川住宅課長

ただいまの、滞納を発生させないよということの御指摘を頂戴いたしました。私どもにつきましても、もちろん訴訟をしたくてしているわけではないと申しますか、公平性の観点から、必要な方については、訴訟ということを最終手段としてさせていただいているところでございます。しかしながら、職員の事務の負担も非常にございますし、金銭的な面もございますので、まずは発生させないという委員の御指摘は、誠にもっともなことといえますか、私どもも、当然やっていかなければならないと考えているところでございます。

委員からお話を頂いた中で、1点御説明させていただきますと、家賃につきましては、毎年収入申告をしていただいておりますので、その収入に応じまして、家賃は決定させていただいております。応能応益負担ということで、所得の少ない方につきましては、家賃も少なくなるというシステムでございますので、そういった制度を使わせていただいております。しかしながら、特に、急に御病気になられたとか、突然失職された方、あるいは大きな災害に遭われた方につきましては、家賃の軽減、免除もございまして、そういった制度も作らせていただいておりますので、委員からもお話を頂きましたように、入

居者の個々の状況を十分把握いたしまして、使える制度は使いながら、徴収を進めてまいりたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

岡本委員

阿南小松島、阿南勝浦の道路は出来ていません。多分、皆さんは知らないからあえて申し上げますが、阿南市のほうから来て小松島市に行くほうと、勝浦町に行く萱原のところは事故ばかりです。道路をしてくださいとお願いしても、なかなか県土整備部はしてくれません。何をしたと思いますか。信号を付けたんです。信号が点滅だったので、非常に事故が多かったのですが、きちんとした信号にすると、事故が今はなくなっているんです。でも、最終的には皆さん知らないでしょう。あれは警察だと思われたら困るので、あえて申し上げているのですが、やはり、あそこはきちんとしないといけない。松崎委員の地元のほうから出てくるところと、日亜化学工業に行く人が大変で、勝浦町も、日亜化学工業に行く人が朝7時35分から55分までは、私が時間を計ったところ、県庁の前より渋滞しています。勝浦町から出られない、阿南市の加茂谷地区から出られないというのが、正に現状だということを申し上げておきます。

次に、8億6,000万円の収入未済額が県土整備部にあって、収入未済額の特に大きいのが、用地対策課の5億5,000万円となっているのですが、今後どうするのかという答弁だけ簡単にしてください。

篠原用地対策課長

ただいま委員のほうから、5億5,000万円を超えます未収金につきまして、御質問を頂きました。

この貸付金の未収金でございますけれども、事業者のほうの経営状況も十分ではございませんので、そういった現在の、あるいは将来の経営状況といったものを注視しながら、更なる償還額の増額を含め、最大限の納付がなされますように、粘り強く督促をしていくことを考えております。

それから、回収につきましては、複雑な法律関係あるいは回収手段ということも関係しておりますので、弁護士等の専門家の活用も積極的に行いながら、実効性のある、早期に回収できるような方向になるように、粘り強く、一生懸命に回収に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

岡本委員

答弁のとおりなのですが、かなり巨額ですので、一日でも早く、法的なことも含めて努力をしていただいて、来年もう少し良くなっているということにしないといけないので、それはよろしく願いを申し上げます。

一番最初の委員会の際に、基金をどのように運用して、どのように利息をうまくやっていますかという質問を財政課長に投げかけています。実は、3月31日現在で36基金、1,065億円あるのですが、県土整備部で何か所管する基金はあるのですか。

篠原用地対策課長

基金についての御質問でございます。

県土整備部におきましては、用地対策課で土地開発基金を所管し、運用をさせていただいております。この基金でございますけれども、公共事業に必要な用地、土地をあらかじめ取得していくということで、これを目的に設置されておりまして、条例のほか、管理運用要領に基づきまして、運用を行っているところでございます。

岡本委員

確かに、資料を見ていたら一つしかないです。この決算書で見ると、土地開発基金の中に現金が38億9,000万円あって、あとの17億円は貸し付けています。このような場合の利息は、どのように運用していますか。

篠原用地対策課長

基金の運用についての御質問かと思いますが、現金の38億円ほどですけれども、これにつきましては、財政当局との協議を踏まえまして、現在のところ定期預金、中でも比較的より有利な譲渡性預金によって、現在現金の運用を行っているという状況でございます。

岡本委員

大分前、8%ほど利息があるときは、それでどんどん事業をやっている、非常に安定財源でした。特に県土整備部は、それでいろいろな事業が出来たと思いますが、今はなかなかそうではない。しかし、1,065億円あるのだから、そのお金を上手に使わないといけないというのが質問の趣旨です。

それと、先ほど部長から繰越額のお話があったのですが、平成24年度と25年度を見ますと、前年度から278億円の繰越しがあって、798億円の予算を組んで、繰越額が244億円になりました。18億円は不用額にしたから、数字は合っています。その278億円があって、今度は244億円だから、数字で見れば減っています。減っていますが、そもそもこれは、予算を決めたときから繰越しということがわかっているわけで、本当は、決算のときにそのような説明をしたほうが良いというのが質問の趣旨です。例えば、一般会計歳入歳出決算説明書の36ページ、9月に36億円補正して、11月に84億円補正をして、2月にマイナス補正の35億9,000万円ですよね。それで、部長が説明された不用額の18億円。部長は、国からの内示が予算を下回ったためと説明されましたが、私は、全部本当と受け止めていません。要するに、何でそのような不用額が出るかということ、多分出来なかったのだろう。一つだけお聞きしますが、平成24年度と25年度でいくと、その補正はいつごろ発注したようになるのですか。

戸根県土整備政策課長

流れから、説明を加えさせていただきたいと思います。

まず、昨年度の繰越額は、部長の冒頭の説明でもありましたように、約244億円ございますけれども、平成24年度に、国の経済対策に呼応いたしました2月補正ということで、

大幅な、大きな補正を計上させていただいております。この金額が、173億円でございました。

委員おっしゃいますように、もう時期的に2月補正、先議ではございましたけれども、非常に遅かったこともございまして、結果といたしまして、平成24年度から25年度に繰越した金額が、約276億円という大きな数字でございました。このうち2月補正、経済対策の大型補正に関するものが129億円ございまして、約半分がその補正予算に係る分であったという状況でございます。平成25年度におきましても、11月補正予算、また2月にも先議で補正予算を組ませていただきまして、消費税の引上げをはじめ、諸課題に迅速に対応するというところで、平成26年度の当初予算と合わせました、15か月プラスアルファ予算ということで予算編成をいたしました結果、今回のような、かなり大きな繰越総額となってしまったということでございます。

それから、いつごろそれが発注されたかということにつきましては、申し訳ございません。今、手元に数字を持ってございません。

岡本委員

要するに、予算を作った時点で無理だったのでしょうか。でも、これは当然という言い方は理事者側は言えるけれども、私たちから言うと、当然の話ということは無理なんですね。だから、問題はその後。補正がなかったらきれいに整理されるけれども、補正がないと県がまた困るという状況ですので、先ほどの部長の説明にあった不用額18億円というのは、いつごろ大体決めるのですか。

戸根県土整備政策課長

途中でわかるものにつきましては、2月補正予算等で減額補正なり増額補正なりをいたしますので、不用額につきましては、もう最後の最後までわからないといった状況でございます。

岡本委員

国からの内示が下回っているという。表向きはそうですね。合っています。例えば、農林水産部は結局補正したけれども、最終的に、2月補正は3億4,000万円のマイナスです。県土整備部は35億円マイナスで、1桁違います。良くとると、いっぱい予算を取ってくれて良かったと思いますが、予算を下回ったからこのような数字になったというだけの理由ではないか。

しかし、議会の立場として、この244億円の繰越額は、調整に使われたらいけない数字なんです。今後もあることなので、できるだけ予算は取っていただいて、年度内にできるようにしてほしいと思います。

もう一回申し上げます。次の補正がどうなるかによって変わりますが、やっぱり、当初予算で取るより補正で取るほうが県の財政が楽ですから、その辺は、例えば、当初でなくても補正でのせたらいいという事業をやっていただきたいと思います。基本的にお金がないので、国よりも上手にやっていただきたらと思うので、いろいろ申し上げましたが、

徳島県の、特に県土整備部にとって、地域経済にとって大変なことになるので、もろもろ含めて、部長に補正予算等々へ向けての決意を頂きたいと思います。

小林県土整備部長

岡本委員がおっしゃるとおり、まだ補正の動きがどうなるかというのは読めないところが正直ございます。特に、消費税の動きにかなり連動すると思いますので、そこはアンテナを高く、情報をしっかり取れるようにいきたい思っておりますが、補正をしっかりと取っていくんだという姿勢につきましては、我々も当然そのつもりであります。

本来であれば、計画的に事業を進める上では、当初予算で必要な額を頂くというのが、いろいろな意味で計画はしやすいとは思いますが、これまでの財政状況の中で、必ずしも十分ではないという部分がございますので、その分、いろいろな形での補正予算を取っており、特に経済対策であれば、かなり県に対する手当も大きく厚いという話もありますので、その状況に応じて、しっかり補正予算については取っておくべしという御指摘も、全くそのとおりでありまして、今後も引き続き、先ほどと繰り返しになりますけれども、アンテナを高くして、必要なものについてはしっかりと取れるように、私どもも努力してまいります。

藤田元治委員

今日の資料の13ページの公園整備の推進というところで、南部健康運動公園整備事業とあるのですけれども、この事業はいつから着手して、今、どれぐらい進んでいるのでしょうか。

木具都市計画課長

今、委員のほうから、南部健康運動公園の進捗についての御質問を頂いたところでございます。

南部の運動公園につきましては、今現在、平時はクロスカントリーのコース、それと非常時におきまして緊急車両等が入りやすい道路になるようにということで、整備を進めているところですが、この整備につきましては、一応、来年度のめどが立つ状況まで来ております。あと、整備が残っておりますのが、陸上競技場がまだ出来ておりませんので、これにつきましては、来年度以降に、調査又は設計等を陸上関係者等と協議を進めながら、着手してまいりたいと考えております。

全体の事業の進捗でございますけれども、平成12年に事業認可を頂きまして、そこから補助事業の採択、そして用地買収となっております。

藤田元治委員

平成12年から取り掛かって、今までどれぐらいの予算を投入しているのですか。

木具都市計画課長

今現在までの事業費ですが、平成26年度までの事業費で、およそ100億7,200万円でご

ございます。

藤田元治委員

100億円以上のお金を投入してきて、陸上競技場は、予算的に大体どれぐらい掛かるのですか。

木具都市計画課長

今現在、詳細の仕様については陸上協会と進めるので、正式な数字ではございませんが、およその数字では13億円ぐらいと見込んでおります。

藤田元治委員

それでは、113億円ぐらいで大体完成するのですか。まだあるのですか。

木具都市計画課長

陸上競技場以外にアーチェリー、あと、山の部分になるのですけれども、園路みたいなもの、また別に、アウトドアフィールドというのがございますので、それ以上のお金が必要になってきます。

藤田元治委員

あとどれぐらいで完成させる予定なのですか。

木具都市計画課長

先日、議会の本会議で答弁させていただいているのですけれども、東京でのオリンピック、パラリンピックを見据えて、それまでに完成したいと考えております。

藤田元治委員

まだまだ先ということですが、過去の議会の議事録を見せていただいたら、南部が完成したら今度西部ということをおっしゃっているのですが、これは西部健康防災公園が代理をするのですか。それとも、これはこれで、西部のほうで残っているのですか。

木具都市計画課長

西部健康防災公園について、御質問を頂いたところでございます。

今現在、西部健康防災公園につきましては、位置的には吉野川北岸の美馬市と三好市の境付近、こここのところに、今、県のオートキャンプ場でございます四国三郎の郷、それと、美馬市のほうで整備を進めておられます河畔ふれあい広場、それと同時に、三好市においても運動公園の整備に着手しております。併せて国のほうでも、河川防災ステーションという位置づけをしてございますので、それ一帯を含めて西部健康防災公園と、仮称でございますけれども名前をつけさせていただいて、これは、今まで西部公園という形をお願いしていたものを、この全体で西部健康防災公園ということで、整備させていただきたいと

考えております。

藤田元治委員

過去に、いろいろ検討して議論してきたものは、西部健康防災公園に変わるということですか。

木具都市計画課長

委員御指摘のとおり、今、取り組んでおります西部健康防災公園は、これまで答弁させていただきました、西部の公園に代わるものという認識がございます。

藤田元治委員

それではまた、同等ぐらいの施設を整備するのですか。また100億円以上掛けてやるのですか、今後何十年も掛けて。その辺は、どうなんですか。

木具都市計画課長

今現在の取組の状況について御説明させていただきますと、今年度は西部健康防災公園が担うべき役割とか機能といったものを具体化するために、国と地元の市町の皆様方、それと関係者等によりまして、検討会を設置してございます。その検討会において、公園の基本構想を策定するということで進めておりまして、既に第1回の検討会、それと、その検討会の下に実務を行いますワーキングというのを設けまして、今検討しております。今年度におきましては、今後、どういったものをこの公園に整備を進めていくかということについて、基本構想をまとめてまいりたいと考えております。

藤田元治委員

基本構想は良いのですが、全く別のものというか、今出来ている南部の運動公園のような規模ではないということは、これは間違いはないですか。

木具都市計画課長

広さやいろいろな施設の規模についての考えはあると思いますが、面積で言いますと、この西部健康防災公園は2市が既に大きな公園、サッカー場とフィールドも計画して、着工されていたパターゴルフ場についても非常に大きな広場を既に持たれておりますので、そういった面では遜色ないというか、むしろこちらのほうが広いぐらいの面積になっているという気がいたします。

ただ、今申し上げましたように、サッカー場も予定はしているのですが、実際の運動公園としての、例えば、トラックについて鳴門とか南部に比べるとどうかと言われましたら、それほどの整備にはなっていない。観客が動員されるような立派なスタジアムというのは、今のところは考えておりませんが、その辺のことについても、基本構想を今年いろいろ考えていく中で、検討させていただきたい。特に運動施設については、今、既存で考えられております三好市と美馬市が使われているもの、これは計画されているもの、もし

くは出来上がっているものが基本になると考えております。

藤田元治委員

これは今、美馬市がふれあい広場とか、三好市でも新しく整備されていますよね。あれを代用していくということですか。今、整備している南部のものとは、全く別のものですよ。そのような考えでよろしいですか。この辺ははっきりしてもらわないと、地元の皆さんは、野球場や陸上競技場が出来ると思っています。これはもう別のものですね。

木具都市計画課長

主に運動公園につきましては、既に出来上がっております、美馬市で造られているふれあい広場、それと今、三好市で整備を進めております運動公園、こちらが中心ということになります。

藤田元治委員

それでは、県は何を造るのですか。

木具都市計画課長

県のほうで考えておりますのは、もう既に市で計画されている上に、プラスしてどういったものができるかとか、どういった競技を誘致するのか。例えば、今考えておりますのは、一つの例でございますけれども、いろいろなことをするにしても、やっぱり電源というのが必要になってきますので、電源の配備をどうするのか。全体を一つの公園とするには、やっぱり一体化させるための園路が必要になってくるとか、そういった検討を今しているところでございます。

それに加えまして、防災公園という観点からも整備が必要だろうと考えておりますので、こちらは今、実際の河川の整備ということで、国のほうで河川防災ステーションを考えられているところでございますけれども、南部で今後想定されております南海トラフ巨大地震、それと土砂とかいろいろな災害を受けたときに、その後方支援になるところだと考えておりますので、後方支援としての位置づけの中においてどういったものを整備できるか、この辺についても、今検討しているところでございます。

藤田元治委員

具体的な内容については、これから地元の方々の意見も聞いてやっていくということですが、ここではっきりと、南部運動公園や鳴門運動公園とは全く別のもので、過去に議論していた西部運動公園とはもう全く別のもの、これは間違いないですね。そこだけを聞かせてください。

原県土整備部副部長

西部の公園のことでございます。これにつきましては、もともとは西部健康運動公園、多分、私どもが基礎調査をやっているときは、運動施設をということでございました。その

後、議会のほうで御議論を頂きまして、美馬市で公園が出来ている、三好市でも河川を利用して運動施設が出来ているということ、それを活用した上に、西部の特色を持った防災を加えた公園ということで、議会のほうでも西部健康防災公園という方向でかじ取りをしていただいて、今後公園を整備していくということで、御理解を賜りたいと思います。

藤田元治委員

わかりました。

100億円も掛けなくていいですから、早くしていただきたいと思います。

川端委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（12時10分）